
税・公金収納の効率化等に関する調査レポート
(2020年度)

2021年3月16日

一般社団法人全国銀行協会

(税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 事務局)

<目次>

| | |
|-------------------------------------|----|
| 序 文 | 2 |
| 第Ⅰ章 本調査レポートにおける問題意識・検討の背景 | 3 |
| 第Ⅱ章 QRコードの活用、納付済通知書の電子化 | 5 |
| 1. QRコードの活用スキームに係る検討 | 5 |
| 2. 税・公金収納業務の効率化・電子化に向けた取組み | 17 |
| 3. 今後の検討の方向性 | 19 |
| 第Ⅲ章 インターネットを利用した口座振替手続の促進および電子納付の推進 | 20 |
| 1. 個人向けウェブ口座振替受付サービスの利用促進策の検討 | 20 |
| 2. 電子納付の推進 | 21 |
| 3. 今後の検討の方向性 | 22 |
| 第Ⅳ章 口座振替依頼書標準様式の検討の取扱い | 23 |
| 第Ⅴ章 今後の対応 | 24 |
| 1. 継続検討課題 | 24 |
| 2. 検討体制等 | 24 |

序 文

2018年3月、政府の「未来投資戦略 2017」（2017年6月9日閣議決定）において掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金の収納・支払の効率化を進めるために、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできることがないか、さらには、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10年程度）にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行うために「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）が設置された。

勉強会は、2019年3月に調査・検討の結果を取りまとめた「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」（以下「勉強会調査レポート」という。）を公表し、同勉強会調査レポートにおいては、納付者、金融機関、収納機関の実態を調査した結果、明らかとなった税・公金の収納・支払の主な課題を整理したうえで、それらの解決のために有効と考えられる官民が連携して行う短期的・中期的取り組みを整理している。

2019年度は勉強会調査レポートにおいて示された取組みである、バーコード・QRコード等の活用や納付済通知書の電子化、口座振替手続きの見直しや延滞金等の取扱いの見直しについて、対応の具体化に関する検討を行い、2020年3月、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート（2019年度）」として、調査・検討の結果を整理するとともに、2020年度は、各検討テーマの課題に応じて、実務者による個別の検討を中心とし、その検討状況の共有・報告を行うという取組方針を取りまとめた。

他方、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた「新しい生活様式」が求められる等、税・公金収納を取り巻く環境は大きく変化した。金融機関においては、顧客の健康と安全を守る観点から、金融機関店舗が感染クラスターとならないよう、店舗運営においても細心の注意を払いつつ、各種の取組みを実施する必要性が生じ、特に、税・公金収納については、店頭への来店による対面での手続きが主であるところ、「密」が生じないよう、税・公金収納の効率化・電子化に係る検討が急務な状況となった。

また、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の実現は優先して取り組む課題となっており、行政においても書面・押印・対面規制の見直し等、デジタル化に向けた機運は高まっており、この点からも、本年度は特に、税・公金収納業務の電子化に焦点を絞った対応・検討を行っている。

本報告書は、勉強会調査レポート（2019年度）における取組方針、および上記の環境変化を踏まえ、勉強会事務局である全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が、関係者と協議・検討した事項について整理するとともに、関係者における税・公金収納の効率化に向けた取組みについてまとめたものである。

第 I 章 本調査レポートにおける問題意識・検討の背景

勉強会調査レポート（2019 年度）においては、バーコード・QRコード等の活用や納付済通知書の電子化、口座振替手続きの見直しや延滞金等の取扱いの見直しについて、対応の具体化に関する検討を行うとともに、下表のとおり、継続検討課題、および今後の検討事項・方針を整理している¹。

【検討テーマ：QRコード・バーコードの活用、納付済通知書の電子化】

| 検討課題 | 今後の検討事項・方針 |
|------------------------|---|
| QRコードの活用の実現に係る検討 | 【地方税関係】 ・「地方税における電子化の推進に関する検討会」との連携のもと、賦課税目に係るQRコードの活用を検討 【国庫金関係】 ・QRコード活用の余地を検討する観点から、日本銀行、収納官庁および全国銀行協会で協議の場を設け、実態把握、情報項目を整理 |
| 収納後の納付済通知書の取扱いに係る検討 | ・納付済通知書の保存根拠について整理を行うとともに、収納官庁等と連携した保存のあり方について検討 |
| 納付書の規格を定めるガイドライン等に係る整理 | ・各種ガイドラインを定めている機関と協議 |

【検討テーマ：インターネットを利用した口座振替手続きの促進】

| 検討課題 | 今後の検討事項・方針 |
|---------------------------------------|---|
| 金融機関によるウェブ口座振替サービスの利用促進策の検討、その提供状況の調査 | ・個人向け受付サービスの利用促進策を検討 ・法人向けについては、まず e-Tax、eLTAX 等の電子的な収納手段の利用促進策を検討 |

【検討テーマ：口座振替依頼書標準様式の検討】

| 検討課題 | 今後の検討事項・方針 |
|---------------------------------|--|
| 標準様式（案）のさらなる検証 | ・実証実験結果を踏まえつつ、引き続き、地公体等の収納機関からの意見を聴取し、標準様式の検証・改訂等を実施 |
| 標準様式の活用に向けた収納機関への利用に係る呼びかけ方法の検討 | ・指定金融機関を通じて各収納機関へ利用の呼びかけを行うためのマニュアル等を作成 |
| 利用可能な収納機関を金融機関で把握するための方策 | ・各金融業界団体を通じた情報共有に係るスキームを検討 |

¹ 延滞金の取扱いの見直しに係る検討については、ルールの一統化について検討を行ったが、金融機関と地方公共団体との個別の取り決め委ねられるべきものとして、ルールの一統化を懸念する意見があり、これを踏まえ、一統化困難と位置付け、これまでと同様に金融機関と地公体の個別の取り決め委ねる整理とされた。

| 検討課題 | 今後の検討事項・方針 |
|----------------------------|---|
| 金融機関が受け付けた標準様式に不備があった場合の対応 | ・ 不備発生時の対応として、共通ルールを設けることを検討 |
| 口座振替促進策として効果的な施策の検討 | ・ ワーキング・グループにおける指摘を踏まえて、口座振替促進策として効果的な施策を検討 |

これら勉強会調査レポート（2019年度）で示された各課題については、その実現に向けて、より個別の状況に応じた検討を行う必要があるとされ、2020年度は、実務者による個別の検討を中心とすることとされ、当該方針にもとづき、全銀協において、関係者との協議・検討等を行った。

第Ⅱ章 QRコードの活用、納付済通知書の電子化

1. QRコードの活用スキームに係る検討

窓口で収納した納付書については、収納機関や税目毎に紙の納付書の書式が異なることにより、金融機関にとっては、受付時の内容確認および全国の収納機関毎の仕分け・搬送業務が負担となっているほか、収納機関においても、納付済通知書に記載された情報をシステムに入力し、消込業務を行っている。

こうした現状を踏まえ、勉強会調査レポート（2019年度）においては、この窓口収納の効率化・電子化を行う方策として、納付書に記載されたバーコードやQRコードの情報を金融機関の窓口で読み込み、読み込んだ情報を消込情報として収納機関に提供することで、金融機関における内容確認および仕分・搬送業務、収納機関における消込業務を効率化できる可能性があるという仮定のもと、納付済通知書による消込業務や電子的な情報による消込業務の実態を把握したうえで、バーコードやQRコードの活用可能性について検討を行った。

その結果、金融機関が国庫金・地公体における税・公金の収納業務を行うに当たっては、納付書に記載されている既存のバーコード情報をそのまま活用した業務の効率化は困難であると考えられるという結論に至り、QRコードを活用する場合の課題や必要な情報項目等について検討・整理を行っている。

また、QRコードを活用した収納実務の実現に当たっては、下表のとおり、引き続き検討すべき課題があるとされている。

| 検討テーマ | 課題 |
|------------------------|--|
| QRコードの活用の実現 | <ul style="list-style-type: none">・ QRコードを活用した収納の実現に当たっては、収納機関、金融機関間の情報の授受のあり方や金融機関における態勢などについて、検討する必要がある。・ 2019年度は、地方税における消込業務を参考に情報項目の整理を行ったが、国庫金についても、対象税目は限られるものの、将来のQRコードの活用を見据えた検討を行う必要がある。 |
| 収納後の納付済通知書の取扱い | <ul style="list-style-type: none">・ 実態調査の結果、納付済通知書については、コンビニ収納においては、納付後に利用はされていないものの、長期間保管されていることが判明した。金融機関でQRコードを活用した収納が実現した場合、納付済通知書の保存のあり方について、検討する必要がある。 |
| 納付書の規格を定めるガイドライン等に係る整理 | <ul style="list-style-type: none">・ 各種ガイドラインを定めている機関等と協議を行う必要がある。 |

2019年度の勉強会において示された課題を踏まえ、勉強会事務局である全銀協では、検討テーマのうち、特に地方税におけるQRコード活用の実現および納付書の規格を定めるガイドライン等に係る整理に関して検討した。

加えて、後掲の「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」において指摘された税・公金収納業務の効率化・電子化の阻害要因の1つと想定される、現行の窓口収納手数料に関しても、その実態を調査する等、効率化・電子化に向けた対応を行った。

(1) QRコードの活用の実現に係る検討・協議状況

① 全銀協における検討

QRコードの活用実現に向け、活用スキームや統一QRコード規格・結果データフォーマットを全銀協として検討を行った。また、後掲の各種検討会等、あらゆる場面において、税・公金収納業務の効率化・電子化の必要性を提言するとともに、早期実現に向けた要望を行った。

a. QRコード活用スキーム案

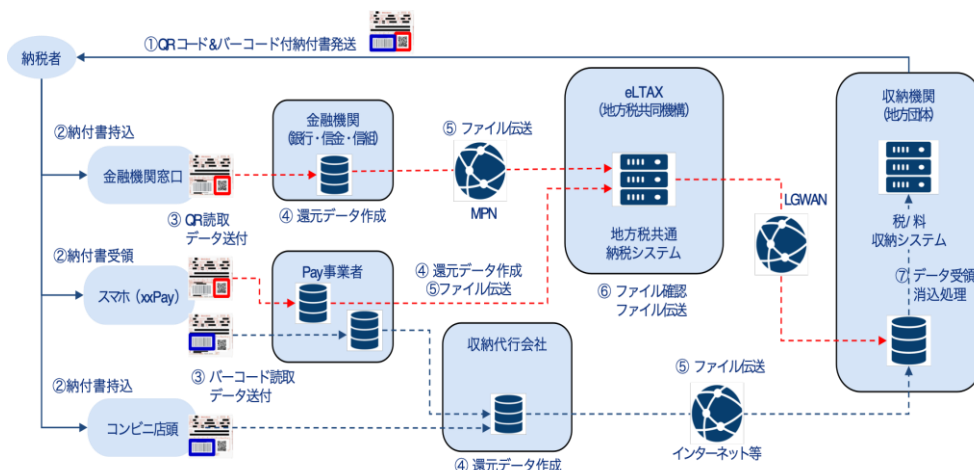
(a) 全体スキーム案

勉強会調査レポート（2019年度）において整理された事項を踏まえ、全銀協において図1のとおり、金融機関窓口におけるQRコード活用の全体スキーム案（イメージ）を作成し、当該内容を1つの案として、総務省、地方税共同機構および日本マルチペイメントネットワーク運営機構とフィージビリティの検証等を進めることとした。

なお、QRコード活用の全体像（イメージ）における取扱いの流れは以下のとおりである。

| 取扱い | 概要 |
|----------|--|
| ①納付書の発送 | ・ 地方公共団体において、税・公金の収納に利用可能なQRコード付の納付書を発行し、これを納税者に送付する。 |
| ②税・公金の収納 | ・ QRコード付の納付書を受領した納税者は、当該納付書を金融機関窓口にて持参し、納税を行う。 |
| ③収納後の処理 | ・ 納税された税・公金は、eLTAX（地方税共通納税システム）を経由し、各地方団体において収納され、当該地方公共団体において消込処理を実施する。 |

(図1：QRコード活用の全体像（イメージ）)

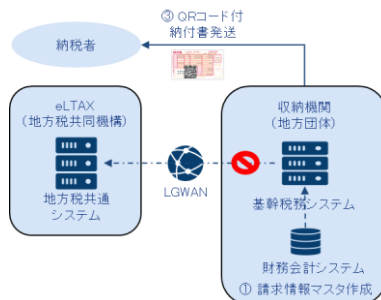


(b) 各手続きの流れ・想定される論点等

また、以下のとおり、当該スキーム案において想定される各手続のフロー、および検討が必要な事項を論点として整理し、関係者と協議を行っている。

(ア) 収納機関（地方公共団体）から納税者への納付書の発送

➤ 手続の流れ（想定）



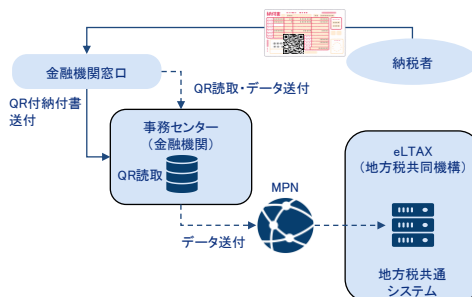
- ① 収納機関（地方団体）は、請求情報マスタデータをもとに、QRコードを作成。納付書に印字し納税者へ送付。
- ② 納税者は受領した納付書を金融機関窓口へ持込、納税を実施。

➤ 検討が必要となる事項（想定される論点）

| 項目 | 論点（想定） |
|-----------------------------|---|
| 地方団体で作成する納付書に印字するQRコード情報の内容 | ・ 地方団体で容易に消込ができる情報を予め印字する必要があるが、QRコードに格納する情報として、こういった情報が適切か。 |
| 納付書への印字箇所 | ・ ガイドライン等で納付書の形式が制定されている場合、QRコードを印字可能な箇所（位置・サイズ含む）を協議する必要がある。 |

(イ) 納税者から金融機関窓口への納付書の持込・eLTAXへの伝送

➤ 手続の流れ（想定）



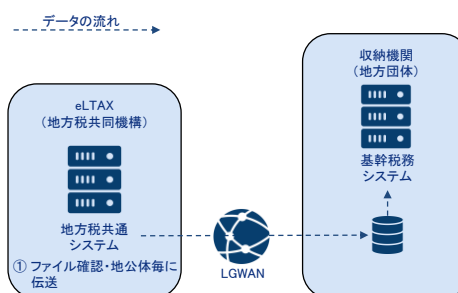
- ① 納税者は送付を受けたQRコード付納付書を金融機関窓口へ持込み、納付。
- ② 金融機関窓口または事務センターは、QRコードの読み取りを実施。読み取った情報をもとに収納を行い、当該情報をMPN経由で地方税共通納税システムに送付収納機関（地方団体）は、請求情報マスタデータをもとに、QRコードを作成。納付書に印字し納税者へ送付。

➤ 検討が必要となる事項（想定される論点）

| 項目 | 論点（想定） |
|---------------------------------|--|
| 金融機関窓口での QR コードの読取り | ・ 金融機関窓口で QR コードを読み取るため、光学系の読取り機器の設置が必要となり、当該機器の要件を定める必要。 |
| 送付データのフォーマットの検討 （金融機関→eLTAX） | ・ 各金融機関から MPN 経由で eLTAX にデータを送付するに当たり、その収納結果を還元するフォーマットを検討する必要 ・ なお、フォーマットは MPN の一括伝送方式をベースとすることが考えられる。 |
| 納付済通知書の取扱い | ・ 電子データでの送付となり、考え方はコンビニ収納と同一と考えられるところ、納付済通知書の地公体への送付は不要と考えられるが、どうか。 |

(ウ) 納税者から金融機関窓口への納付書の持込・eLTAX への伝送

➤ 手続の流れ（想定）



- ① 金融機関から収納データの送付を受けた eLTAX は、当該データを各地公体毎に振り分け、送付
- ② データを受け取った地公体は、当該データにもとづき消込作業を実施。

➤ 検討が必要となる事項（想定される論点）

| 項目 | 論点（想定） |
|--------------------------------|--|
| 送付データのフォーマットの検討 （eLTAX→地公体） | ・ 地方税共通納税システム→収納機関への送付データのフォーマットについて検討を要する ・ 各収納機関において、直ちに消込を可能とするフォーマットとする必要があると考えられる |
| 収納金の取扱い | ・ 各金融機関において収納した資金の取扱いについて検討を要する。 ・ すでに申告税においては、地方税共通納税システムの共通口座への入金→各収納機関（指定金口座）への分配が行われていることから、同様の対応が考え得る。 |

(エ) その他検討が必要と考えられる事項

| 項目 | 論点（想定） |
|-------------------------------------|---|
| 納付書に格納する情報を定めた QR コード規格の取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"> ・ QR コード規格（フォーマット）については、効率化の観点から、全地公体において共通のものとするべきと考えられるが、当該規格を定め、保有する者を決定する必要があると考えられる。 ・ また、共通規格とする想定であるところ、「JPQR」との関係も整理が必要 |
| システム開発費の取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"> ・ QR コードによる納付の実現に当たっては、金融機関・収納機関およびそれを繋ぐシステム（MPN・地方税共通納税システム）において、システム開発が必要となるが、この費用負担をどのように考えるか、各主体において検討を要する。 |
| QR コードが印字されていない納付書の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、すべての納付書において QR コードが印字されることとされた場合、これが印字されていない納付書の取扱いをどうするか検討を要する。 |
| QR コードを活用した納付に係る契約面の整理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ QR コードを活用した納付について、地方自治法上どのように考えるか、契約面を含めて整理が必要。 ・ 考え方としては、地方税共同機構を収納代行業者とし、全国の金融機関は、地方税共同機構から事務の委託を受けて「私人（コンビニ類似）」として収納を行うということが考えられる。 |
| 取扱期間経過後の QR コード付納付書の取扱い（延滞金の取扱いを含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、QR コードを活用した金融機関窓口における納付が、「私人（コンビニ類似）」への委託として整理された場合、現行のコンビニ収納において、期限経過後の収納は受付けておらず、また、延滞金も収納していないことを踏まえると、金融機関窓口においても同様の整理が考えられる。 |
| 手数料の徴収事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ QR コードを活用した納付を行った場合、徴収に係る手数料が発生し得るが、各金融機関から地公体への当該手数料の請求事務をどのように行うのか、検討を要する。 |

b. 統一 QR コード規格案および結果データフォーマット案

勉強会調査レポート（2019 年度）においては、QR コードの活用に当たって必要と思われる情報項目について整理するとともに、実用化に当たっては、各情報項目で想定される桁数を含め、収納実態に応じて、引き続き検討を行う必要があるとしている。

この点、地方税収納の実態に応じた検討を進めるため、全銀協において、勉強会において整理された事項をもとに、統一 QR コード規格の案を別紙 1 のとおり作成し、当該案の実用可能性について関係者と検討を行うこととした。

なお、「桁数可変パターン案」については、可変とすることで、必要最小限の情報項目で QR コードの生成が可能となると想定され、その生成される QR コードのサ

サイズが小さくでき、各種ガイドラインを定める機関との協議（後掲）において、納付書への印字における調整の余地が広がるという利点を見出すことが出来ると考えられる。

他方、桁数が可変であるため、生成される QR コードのサイズが一意に定まらず、様々なサイズの QR コード印字への対応を検討する必要がある等、情報項目のみならず、桁数を可変とするか固定とするかに起因する差異等も比較衡量した設計が必要となる。

また、上記スキーム案の検討を踏まえ、全銀協においては、あわせて、金融機関窓口で収納した税・公金に係る情報を、マルチペイメントネットワーク（MPN）を経由して eTAX（地方税共通納税システム）に対して還元する際のデータフォーマット案についても、別紙 2 のとおり検討した。

当該データフォーマット案については、勉強会調査レポート（2019 年度）において、納付年月日等、納付書に格納する QR コードの情報項目として含めることはできないものの、収納機関における消込に必要な情報として、金融機関において追加が必要と考えられる項目を整理しており、当該情報を含めたかたちで作成・検討した。

なお、これらの規格・フォーマット案の各項目・桁数等については、地方税収納の実態に即した内容の検討・協議が必要となるところ、総務省・地方税共同機構等の関係者とも協議のうえ、実用化に向けた検討を引き続き行う必要がある。

② 各種検討会等における検討状況

a. 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会（金融庁）

2020 年 6 月、紙や押印を前提とした業務慣行の見直し等を検討するため、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」²（以下「印鑑レス検討会」という。）が設置され、同検討会のメンバーとして全銀協も参画した。

全銀協は第 5 回検討会（2020 年 8 月 19 日）において、銀行界の取組みや課題に関してプレゼンテーションを実施し、あらゆる銀行取引の電子化に向けて、各銀行が取り組むべき課題と方向性について、「ペーパーレス」・「印鑑レス」・「非対面」を実現していく旨を発言し、また、業界横断の電子化に向けた取組みとして、手形・小切手機能の電子化、税・公金の収納の効率化・電子化についてもあわせて説明を行い、QR コード活用の案の導入を金融界・社会に広く共有している。

² 規制改革推進会議の要請を受け、金融庁において設置されたもの。金融業界の各手続の電子化状況について調査し、電子化されていない手続の課題を特定のうえ、優先的に解決すべきものから対応方針を講じていくこととされたほか、本件を契機に、電子化を通じた事務手続の効率化を積極的に推進するとの方向性が示された。

b. 規制改革推進会議（内閣府規制改革推進室）

(a) 第2回「規制改革推進会議・投資等ワーキング・グループ」（2020年10月22日）

内閣府規制改革推進室からの依頼を受け、第5回印鑑レス検討会（上掲）の全銀協によるプレゼンテーション内容のうち、政府への要望について、10月22日に開催された第2回「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」³（以下「投資等WG」という。）において、全銀協から説明を行った。

全銀協からは、税・公金収納の効率化・電子化の必要性についてプレゼンテーションを実施するとともに、電子化・ペーパーレス化の施策は検討が進捗するも、紙による納付が残ることは不可避であることから、早期かつ安価に実現できるQRコードの活用検討を、同時に進めることが必要な旨を発言している。

JBA
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION
一般社団法人 全国銀行協会

さらなる効率化・電子化促進に向けて

- 電子化・ペーパーレス化の施策は検討が進捗するも、紙による納付が残ることは不可避
- 従い、早期にかつ安価に実現できるQRコードの活用検討を、同時に進めることが必要

**電子納付
拡大の
3本柱**

- ①法人の電子納付
地方税共通納税システムの税目拡大
- ②個人の電子納付
マイナンバー・地方税共通納税システム等の活用
- ③早期にかつ安価に実現できる電子納付
QRコードの活用

© 2020 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 12

（出典：内閣府「第2回 投資等ワーキング・グループ」全銀協作成資料）

全銀協のプレゼンを通じて、出席者からは電子化への方向性に賛意が示された。また、税・公金収納業務の効率化・電子化が進捗しない点に関して、地方公共団体が指定金融機関に対して手数料を支払っていないことが要因ではないか（効率化・電子化のディスインセンティブ）という指摘がなされ、これを踏まえ、全銀協においては金融庁・公正取引委員会とも協議を行い、税・公金収

³ 規制改革推進会議の下部ワーキング・グループ。第1回が2020年10月9日に開催され、その運営の基本方針として、『「新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革」及び「地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革」という観点から、他のワーキング・グループの所掌に属さないテーマに関して、国民目線でスピード感を持って、経済社会の環境の変化に即した効果の高い規制改革に取り組む。』旨が示されたほか、重点的に取り組む課題として、「（金融分野等における）書面規制・押印・対面規制の見直し」が挙げられている。

納業務の実態を把握すべく、税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係るアンケート調査を2021年2月に実施した（後掲参照）。

(b) 第9回「規制改革推進会議」（2020年12月22日）

第2回投資等WGにおける議論もあり、2020年12月22日に開催された「規制改革推進会議」においては、「当面の規制改革の実施事項」として「地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組」が取り上げられ、行政においても、地方税等の収納効率化・電子化に向けて取組みを行うこととされた。

(c) 第8回「規制改革推進会議・投資等ワーキング・グループ」（2021年2月16日）

2021年2月16日には第8回投資等WGが開催され、一般社団法人全国地方銀行協会（以下「地銀協」という。）から、税公金の収納の現状と課題、および解決策としてのQRコードの活用について、プレゼンテーションが実施された。

また、税・公金収納業務の効率化・電子化に関して、Society5.0にふさわしい、誰もが「いつでも・どこでも」効率的に活用できる地方税等の収納環境の整備への積極的な支援を願いたいとして、総務省の支援が要望されている。

| 総務省にご支援いただきたい事項 | |
|---|--|
| <p>➤ Society5.0にふさわしい、誰もが「いつでも・どこでも」効率的に活用できる地方税等の収納環境の整備への積極的なご支援を願いたい。</p> | |
| 現状 | 改善に向けた取組み |
| <ul style="list-style-type: none"> 自治体が収納業務等を電子化しようとするためのインセンティブが働きにくい 結果的に自治体による納税者への電子化への働きかけが弱くなっている可能性がある | <ul style="list-style-type: none"> 納付書への統一QRコード印字の早期実現 納税済通知書の取り扱い見直しなど、電子化を進めるための仕組みづくり |
| <p>■自治体側の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体別にバラバラなシステム ✓ 納税済情報の確認作業が非効率であると認識しても、予算や人的な問題から、改善に着手できない環境にある自治体が多く見られる ✓ 多くの指定金取引が無償であることから、こうした手作業による非効率業務が議論されにくい環境 | <p>■具体的な対応案</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ QRコード印字の実現に向けた初期投資への補助等、自治体の電子化の取組みを支援 ✓ 電子納付の際には、納税済通知書の送付や保管を廃止可能とするなどの電子化に向けた法制面・体制面の整備 ✓ 納税者への裨益という観点から、ペーパーレス化に向けた施策の展開 |

（出典：内閣府「第8回 投資等ワーキング・グループ」地銀協作成資料）

なお、当日は全銀協も参加し、税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係るアンケート調査（後掲参照）の実施について説明を行っている。

これに対して、当日の議論を受け、総務省（自治税務局）において、QRコードを活用する案について、早急な検討が求められている状況である。

また、経費負担の見直しに関しては、総務省（自治行政局）から、全銀協において実施したアンケート調査の結果や、地方公共団体側の意向も把握しつつ、地方公共団体の QR コードの導入状況も踏まえたうえで、両者の適切な経費負担となるよう地方公共団体に働きかける等の対応を進めていく旨が示されており、経費負担の見直しに向けた検討が進捗している。

c. 地方税における電子化の推進に関する検討会（総務省・地方税共同機構）

総務省・地方税共同機構が事務局を務める「地方税における電子化の推進に関する検討会」⁴（以下「電子化検討会」という。）においては、地方税共通納税システムの対象税目の拡大を実現する方策の1つの案として、QR コードの活用（以下「QR コード案」という。）が示されており、全銀協も同検討会に参加し、議論を行った。

全銀協からは、アップロード案（納税者の希望に応じ、納付書情報を eLTAX アカウントにアップロードする方策）と同時期（令和5年度課税分）から実現できるよう、QR コード案についてもスピード感を持った検討を要望しており、同検討会が2020年11月に公表した「2020年度 地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」においては、紙の納付書に QR コードを付す方策についても、引き続き検討するべきとされた。

1 地方税共通納税システムの対象税目の更なる拡大

- 納税者の希望に応じ、納付書情報を eLTAX アカウントにアップロードする方策について、
 - ・ 対象税目については、固定資産税・都市計画税、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）を対象に含めるべき。
 - ・ 対象とする納税者の範囲については、法人を対象とするほか、全ての地方団体において電子的な納税手段を備えることにもなることから、個人の納税者についても対象にすべき。
 - ・ スケジュールについては、できる限り早期の実現を目指す観点から、令和5年度課税分から導入する方向で準備を進めるべき。
 - ・ 対象税目拡大の実現に向け、実務的・技術的な課題の検討を早急に進め、地方団体におけるシステム改修期間を確保した上で、円滑にサービスを開始できるようにする必要。
- 紙の納付書に QR コードを付す方策についても、引き続き検討するべき。

（出典：地方税ポータルサイト「2020年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」）

⁴ 地方税共通納税システムの税目拡大を含む地方税のさらなる電子化の推進について検討を行うため、総務省と地方税共同機構を事務局として設置されたもの。全銀協もメンバーとして参加。

なお、地方税共通納税システムの対象税目の拡大に関しては、2021年度の税制改正の大綱において、固定資産税・都市計画税・自動車税種別割および軽自動車税種別割について、eLTAXを通じて電子的に納付が行えるよう、所要の措置を講ずることとされている。

6 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

(地方税)

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じて電子的に納付を行うことができるよう、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和5年度以後の課税分について適用する。

(出典：財務省「令和3年度の税制改正の大綱」)

③ 各種検討会等における検討状況の整理

上記の各種検討会等における議論・検討を整理すると、以下のとおりとなり、全銀協においては、当該議論の内容等も踏まえ、引き続き必要な対応を行っていくこととしている。

| 検討会等 | 議論・検討の内容（概要） | 対応事項・方向性 |
|----------------------|---|--|
| a.印鑑レス検討会 (第5回) | <ul style="list-style-type: none"> 業界横断の電子化に向けた取組みとして、手形・小切手機能の電子化、税・公金の収納の効率化・電子化について説明。 QRコード活用の案の導入を金融界・社会に広く共有 | <ul style="list-style-type: none"> 「書面・押印・対面手続」の見直しという点も含めた、税・公金収納業務の効率化・電子化について引き続き検討。 |
| b.投資等WG (第2回・第8回) | <ul style="list-style-type: none"> 業界横断の電子化に向けた取組みとして、税・公金の収納の効率化・電子化について説明。 現行の紙の納付書による窓口収納手数料が低廉であることが、効率化・電子化の阻害要因と考えられるとの指摘 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁・公正取引委員会とも協議のうえ、会員行の窓口収納に係る手数料・コストの実態調査を実施（後掲）。 調査結果の一般公表や、当局への要望および会員行への要請に向けた対応を実施。 |
| c.電子化検討会 | <ul style="list-style-type: none"> アップロード方式による2023年度課税分からの地方税共通納税システムの対象税目拡大が決定 QRコードの活用についても、具体的な検討を進め、令和5年度から順次、実現を目指す方向性 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、電子化検討会に参画。同検討会と連携した協議を実施 電子化検討会で示されたスキーム等を踏まえ、QRコードの活用について、金融機関における収納実務の具体化に向けた、関係者との協議を実施 |

(2) 各種ガイドラインを定める機関との協議

QRコードの活用の実現に当たっては、上掲のQRコード活用に関するスキーム、およびQRコード規格・結果データフォーマットの検討等のほか、QRコードの納付書への印字に関して、既存の納付書に係る各種ガイドライン等を定めている機関との協議が必要となる。

QRコードの活用については、以下の関係者の理解・協力を得るべく、全銀協として税・公金収納業務の効率化による社会的コスト削減の重要性、および課題解決策に係るQRコード活用の必要性に関して説明し、ガイドライン等の調整に関して協力を依頼した。

① ゆうちょ銀行との協議

納付書がゆうちょ銀行の払込取扱票を兼ねる場合（ゆうちょ銀行で納付可能な納付書である場合）、払込取扱票の様式については、その変更等に当たって、ゆうちょ銀行の承認が必要となる。

このため、全銀協から、QRコード活用に係る検討状況について説明し、ゆうちょ銀行の払込取扱票へのQRコードの導入に当たっての検討を依頼しており、同行からは、払込取扱票の様式にQRコードを印字することに関して理解が示された。

なお、同行においては、払込取扱票へのQRコード印字に向け、印字可能なエリアの調整等に着手されている状況である。

② 日本代理収納サービス協会との協議

納付書がコンビニ収納に対応している場合、当該納付書は一般財団法人流通システム開発センターが定める「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」（以下「代理収納ガイドライン」という。）にもとづき作成する必要がある。

代理収納ガイドラインにおいては、避けるべき収納票として、「GS1-128 以外のバーコード（QRコード等の二次元シンボルを含む）が、収納票表面に印刷されているもの」が掲げられており、すでに納付書にバーコード情報を印字し、コンビニ収納を行っている収納機関が、新たにQRコードを追加する場合には、代理収納ガイドラインに抵触する可能性があることから、同ガイドラインの改訂についての検討が必要となる。

この点に関して、全銀協においては、代理収納ガイドラインに係る機関である日本代理収納サービス協会と協議を行った。具体的には、2021年1月28日開催の同協会理事会において、税・公金収納業務の効率化による社会的コスト削減の重要性、課題解決策に係るQRコード活用の必要性、および行政における協議状況に関して説明するとともに、代理収納ガイドラインの改訂に向けた問題意識を共有した。

同協会理事会社からは、社会的課題への対応である点に理解が示され、QRコードの活用自体に大きな反対意見はなかった一方、理事を務める一部のコンビニ会社からは、QRコードが印字されることにより、コンビニ店頭で混乱が生じないような対応を検討する必要があるとの問題意識が示され、この点は銀行界とも継続協議したいとの意見があったことから、コンビニ会社から示された問題意識を解決すべく、日本代理収納サービス協会とも協議を継続することとした。

2. 税・公金収納業務の効率化・電子化に向けた取組み

税・公金の窓口収納の効率化・電子化を行う方策として、QR コードの活用について検討が行われている一方、この効率化・電子化については、全銀協としても長年、要望活動を行ってきた。

QR コードの活用に留まらない、税・公金収納の効率化・電子化に係る取組については、環境変化等を踏まえ、全銀協として新たな対応を行っているほか、関係者における検討・取組みも進捗している。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言下での対応（2020年4月・5月）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が社会的な問題とされた、2020年4月から5月に掛けて、銀行を利用する顧客、および銀行の行員の感染防止を通じた健康と人命の保護を最優先事項として確保しながら、不可欠な金融インフラとして銀行の業務継続を可能とする必要があるところ、東京都をはじめとする大規模都市を抱える都府県に対して、固定資産税・自動車税種別割の納税期限の延長を要望している。

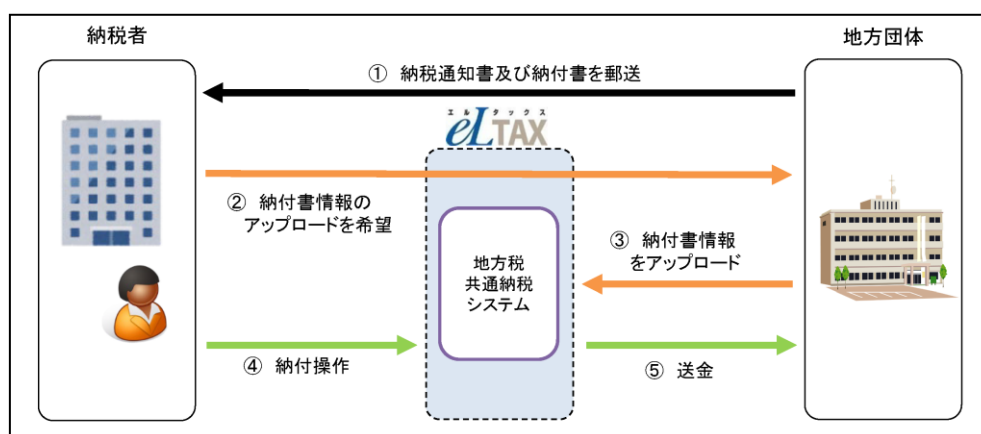
本件については、全銀協からの要望を受け、総務省による自治体宛の電子納税の周知活動が実施された。

(2) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大の決定（2020年12月）

地方税の電子納付等に係る取組の推進に関して、特に固定資産税・自動車税種別割に関する地方税共通納税システムでの早期対応を要望している。

この点について、総務省・地方税共同機構による電子化検討会（上掲）において検討がなされ、2023年度課税分から、固定資産税・都市計画税・自動車税種別割・軽自動車税種別割の4税目について、地方税共通納税システムを利用した電子納税が行える環境が整備される予定である。

<対象税目を賦課税目に拡大した場合のイメージ>



特に固定資産税および自動車税種別割への税目拡大については、全銀協としても、要望してきたところ、これが措置されたかたちとなることから、2023 年度課税分からの本件対応を見据え、引き続き、総務省・地方税共同機構とも連携した、eLTAX（地方税共通納税システム）の法人利用の促進を検討していく必要がある。

(3) 税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査の実施（2021 年 2 月）

例年、全銀協を含む金融 8 団体連名により税・公金の収納業務は国民経済全体として効率化の余地が大きい領域との認識から、地方税納付の電子化について要望するとともに、サービスの受益者負担の観点に立った経費負担の適正化等を要望してきた。

当該要望に関連して、2020 年 10 月 22 日に開催された第 2 回「規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ」において、窓口収納に関して、金融機関が地方公共団体から徴求している手数料について指摘（上掲）があり、これも踏まえ、全銀協においては、税・公金収納業務の効率化・電子化を進捗させるためにも、当該要望活動を客観的事実にもとづき効果的に行うことを目的に、税・公金収納業務に関するコスト・手数料の実態を調査するため、金融庁・公正取引委員会とも協議のうえ、全銀協の正会員を対象としたアンケート調査を実施した。

今後、アンケート結果を取りまとめて公表するとともに、当局にも提供し、地方自治体と金融機関の経費負担の見直しに向けた要望を行う予定である。

(4) 交通反則金の支払手段の拡大に向けた取組み

交通反則金の支払に関しては、警察庁において、2020 年 12 月から「反則金の多様な支払手段を速やかに実現するための効果的なシステム構築の在り方に関する調査」を実施する等、支払手段の拡大に向けた検討が進められており、同調査結果等を踏まえ、システム構築の方向性、スケジュール等を具体化することとしている。

3. 今後の検討の方向性

QR コードの活用を含む、税・公金収納の効率化・電子化については、関係者を含め検討は進捗しているものの、実現に向けては未だ途上となっている。

全銀協として、主に以下の対応等を実施することで、引き続き、税・公金の収納の効率化・電子化実現に向けて関係者との協議を継続する。

| 今後の検討事項・方針 |
|---|
| ・ QR コード活用スキーム・QR コード規格等については、電子化検討会における検討に参画し、同検討会とも引き続き連携した協議の継続 |
| ・ 電子化検討会において示されたスキーム等も踏まえ、金融機関における収納実務（QR コードの読取・データ伝送・システム面の検討等）の具体化に向けた、総務省・地方税共同機構との協議 |
| ・ 代理収納ガイドラインの改訂（既存のバーコード印字に加えて QR コード印字を追加）に向けて、導入に当たってのコンビニ店舗における課題の解決に向けた、日本代理収納サービス協会との協議も継続 |
| ・ 地方税に関する各種検討状況を踏まえた、国庫金に関する整理の実施 |
| ・ 収納後の納付済通知書・原符の管理・保存に関する負担軽減に向けた整理・関係省庁との協議 |

第三章 インターネットを利用した口座振替手続の促進および電子納付の推進

勉強会調査レポート（2019年度）においては、紙による口座振替手続においては、納付者は、依頼書の書面への記入が必要となり、また、金融機関、収納機関にとっても、当該書面の郵送が必要となるほか、内容の確認や印鑑照合により、形式不備があった場合も書面でのやりとりが必要となることから、依頼書の提出から口座振替の開始までの時間を要することとなっていることが、口座振替手続の利用促進の課題の1つと整理している。

この点について、書面の郵送および押印を不要とする手段として、インターネットによる口座振替手続（以下「ウェブ口座振替受付サービス」という。）を提供している金融機関が存在することから、この実態を把握するとともに、口座振替手続の迅速化・利用促進を図ることができないか検討を行い、以下のとおり、検討課題および今後の検討事項・方針を整理しており、これにもとづき対応を進めることとされた。

| 検討課題 | 2020年度の検討事項・方針 |
|---------------------------------------|--|
| 金融機関によるウェブ口座振替サービスの利用促進策の検討、その提供状況の調査 | ・ 個人向け受付サービスの利用促進策を検討 |
| | ・ 法人向けについては、まず e-Tax、eLTAX 等の電子的な収納手段の利用促進策を検討 |

1. 個人向けウェブ口座振替受付サービスの利用促進策の検討

○ 国税庁「振替依頼書およびダイレクト納付利用届出書（個人）のオンライン提出（国税のネット口座振替受付サービス）」

ウェブ口座振替受付サービスについては、国税庁において、振替依頼書およびダイレクト納付利用届出書（個人）のオンライン提出において活用がされている。

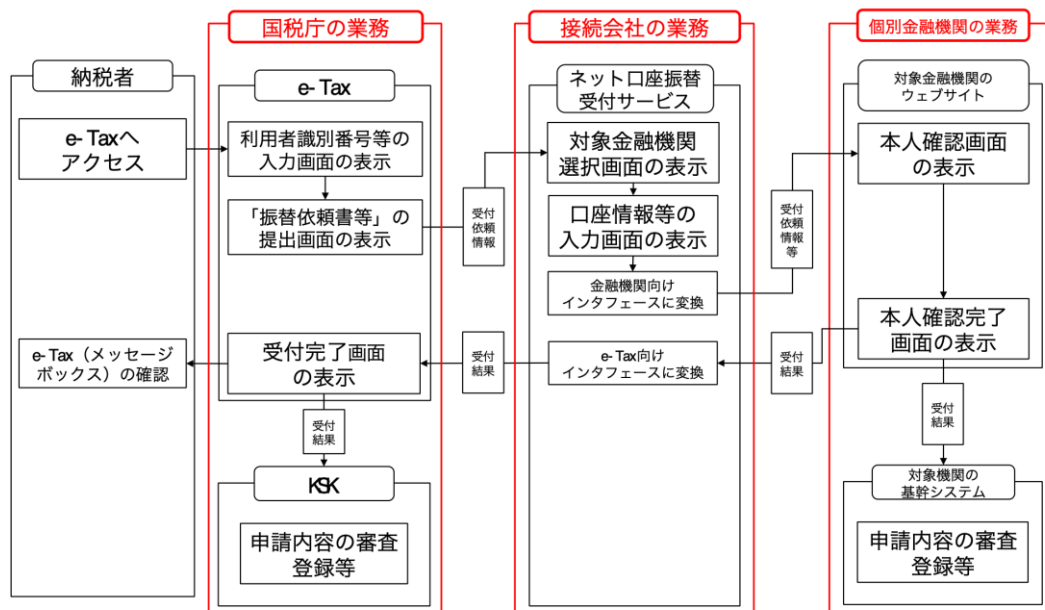
① 国税のネット口座振替受付サービスのスキーム（概要）

国税のダイレクト納付とは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出した後、納税者の預貯金口座から、即時または指定した期日に、口座引落としにより電子納付する手続であり、利用に当たっては、事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続を行ったうえ、税務署または金融機関に専用の開始届出書を提出する必要がある。

この点について、2021年1月から開始届出書等を e-Tax で提出できるようになり（「国税のネット口座振替受付サービス」という。）、その業務のイメージは図3のとおりである。

これにより、国税の納税者は、パソコンやスマートフォンから e-Tax にログインし、入力画面に沿って必要事項を入力することにより、開始届出書の記入や金融機関届出印の押印なしに、オンラインで開始届出書を提出できることとされている。

(図 3 : 国税庁および金融機関における業務のイメージ)



② 全銀協における対応

全銀協では、国税庁がネット口座振替受付サービスを民間金融機関に業務委託するに当たっての実務上の課題等について意見交換を行うとともに、業務委託の公募に当たって、会員銀行に対して案内を周知する等して、協力を行った。

2. 電子納付の推進

(1) eLTAX の利用促進への協力

地方税共同機構の地方税共通納税システムは、2019年10月1日稼働移行、順調に推移している。

また、同システムについては、最近の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、電子納税の需要が急速に高まっており、特に税理士が関与しない電子納税の新規利用者が大幅に増加したことから、これに対応し、利用を促進するため、同機構においてウェブサイトを「よくあるご質問 (FAQ)」を中心とした案内とする見直しを行った旨の周知依頼があり、全銀協からは会員銀行に対して、当該案内を周知する等して、協力を行い、納税者の eLTAX の利用促進に関して協力を行った。

(2) 東京国税局におけるキャッシュレス納付推進に向けた検討

電子納付推進活動は、政府・中央団体の周知・広報活動だけでなく、地域での活動も重要である。

例えば、東京国税局では国税・地方税の連携強化等を推進するため、管内の都県・日本銀行をメンバー、税理士会・税務関係民間協力団体、地方税共同機構、都県の指定金融機関、金融団体等をオブザーバーとした意見交換会が開催されている。

そこでは、国税及び地方税当局との連携強化策として、共通リーフレットの作成、ネット広報（YouTube 動画の活用）による広報の充実等、金融機関との連携策として、研修・広報 DVD の作成等が検討され、また、納税者への働きかけとして、税理士会・税務関係民間協力団体への広報依頼等が協議されている。

この議論に全銀協もオブザーバーとして参画し、協力を行っているところである。

3. 今後の検討の方向性

インターネットを利用した口座振替手続については、国税庁における振替依頼書およびダイレクト納付利用届出書（個人）のオンライン提出が実現する等、関係者における検討が進捗しており、これを1つのモデルケースとした、その他省庁における対応可能性等、引き続き個人を対象とした利用促進策に関する検討を継続する。

また、法人に関しては、地方税共通納税システムの税目拡大が決定され、固定資産税、自動車税種別割等について、2023 年度課税分から、eLTAX（地方税共通納税システム）を通じた電子納付が可能となる予定であるほか、東京国税局においても、電子納付の推進に向け、国税・地方税の連携強化について協議されている状況である。

このため、法人に関しては、e-Tax・eLTAX 一体での周知による利用促進について、関係者と協議を継続する。

今後の検討事項・方針

- ・ 国税の振替依頼書およびダイレクト納付利用届出書（個人）のオンライン提出化も踏まえた、個人向け受付サービスの利用促進策の検討・実施
- ・ 関係者における検討状況を踏まえた、e-Tax・eLTAX 一体での周知による、法人利用の促進策の検討・実施

第Ⅳ章 口座振替依頼書標準様式の検討の取扱い

2019 年度レポートにおいて継続検討課題としていた「口座振替依頼書標準様式の検討」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、書面・押印・対面規制の見直しによる電子化が急務であり、非対面・非接触決済が優先して志向される環境に変化したことを受け、QR コードの活用、納付済通知書の電子化やインターネットを利用した口座振替手続の促進を優先させる必要があるとの観点から、書面・押印・対面を前提とする標準様式の導入に係る検討は、電子的な方法による口座振替の促進に関する検討を見つつ、検討テーマからの剥落も視野に、後順位とする整理とした。

第V章 今後の対応

1. 継続検討課題

第Ⅱ～Ⅳ章で検討した各テーマのうち、継続検討が必要なものは下表のとおりであり、関係省庁とも連携しつつ、引き続き、対応について検討を継続していく⁵。

| テーマ | 継続検討事項・方針 |
|---------------------------------|---|
| QRコードの活用、納付済通知書の電子化 | ・QRコード活用スキーム・QRコード規格等については、電子化検討会における検討に参画し、同検討会とも引き続き連携した協議の継続 |
| | ・電子化検討会において示されたスキーム等も踏まえ、金融機関における収納実務（QRコードの読取・データ伝送・システム面の検討等）の具体化に向けた、総務省・地方税共同機構との協議 |
| | ・代理収納ガイドラインの改訂（既存のバーコード印字に加えてQRコード印字を追加）に向けて、導入に当たったコンビニ店舗における課題の解決に向けた、日本代理収納サービス協会との協議も継続 |
| | ・地方税に関する各種検討状況を踏まえた、国庫金に関する整理の実施 |
| | ・収納後の納付済通知書・原符の管理・保存に関する負担軽減に向けた整理・関係省庁との協議 |
| インターネットを利用した口座振替手続の促進および電子納付の推進 | ・国税の振替依頼書およびダイレクト納付利用届出書（個人）のオンライン提出化も踏まえた、個人向け受付サービスの利用促進策の検討・実施 |
| | ・関係者における検討状況を踏まえた、e-Tax・eLTAX一体での周知による、法人利用の促進策の検討・実施 |

2. 検討体制等

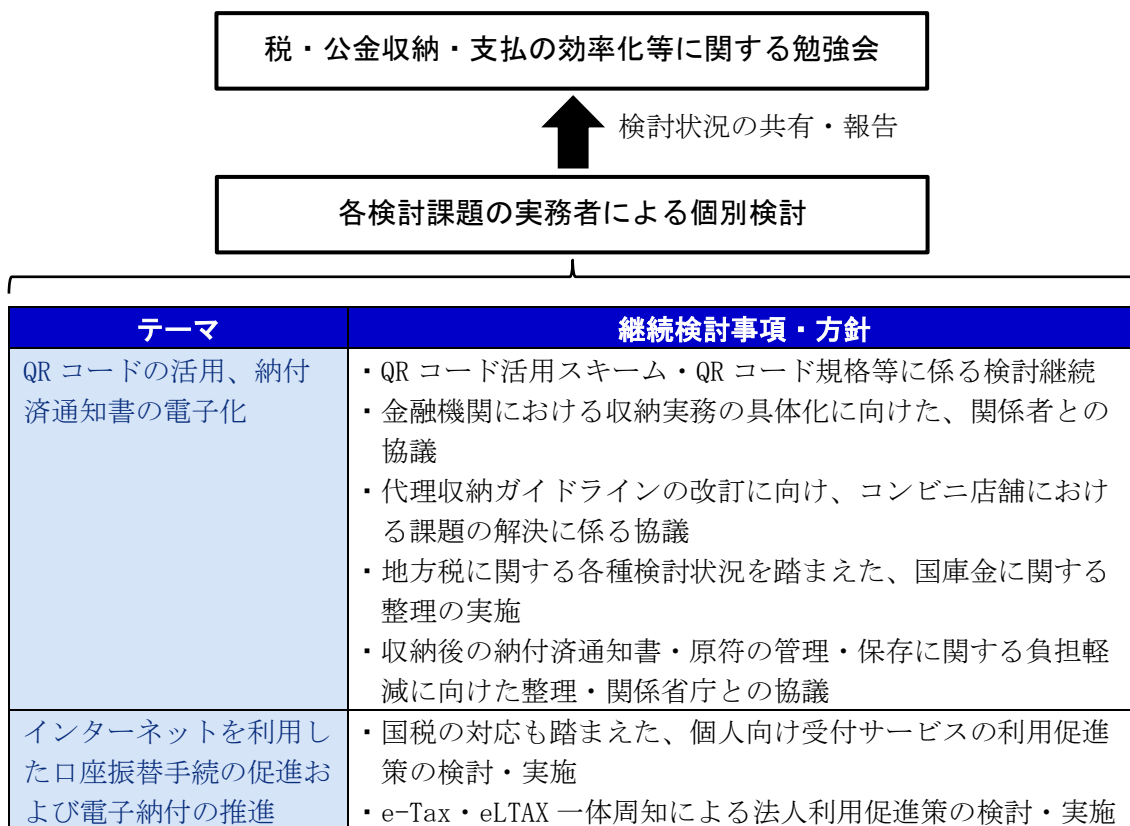
「1. 継続検討課題」で今後の検討事項・方針を整理したが、来年度以降の継続検討課題については、その実現に向けて、引き続き個別の状況に応じた検討を行う必要がある。

このため、来年度についても、各検討テーマの課題に応じて、実務者による個別の検討を中心とする。

一方、勉強会そのものは、税・公金の収納・支払に関する関係者等が一堂に会して意見交換を行う貴重な場であり、その意義が大きいことから、各課題の検討状況の共有・意見交換を行う場として、引き続き、枠組みを存続させる。

⁵ 口座振替依頼書標準様式に関する検討については、電子的な方法による口座振替の促進に関する検討を見つつ、その取扱いについて、関係者と協議することとした。

また、政府のデジタル化推進の方針のもと、関係省庁での取組みも進捗している状況も踏まえ、必要に応じて、情報共有を行っていくこととする。



以 上

【統一 QR コード規格（案） - 桁数可変パターン】

| 項目 | 要否 | 文字種 | 桁数 | 想定される内容 |
|----------------------------------|----|-----------|------------|--|
| 税・公金の収納・支払に係る QR コードであることを識別する項目 | 必須 | 半角数字 | 2 | 01：税・公金収納で利用される QR コードであることを識別 |
| 静的・動的フラグ | 必須 | 半角数字 | 2 | 共通の固定値 |
| 納付区分 | 必須 | 半角数字 | 2 | 01：一般料金（当面想定せず）、02：地方税・公金、03：国庫金 |
| 収納機関の識別を行う項目 | 必須 | 半角数字 | 5 | 区分「01」→当面想定せず 区分「02」→地方公共団体コード 区分「03」→日本銀行が管理するコード |
| 契約区分 | 必須 | 半角数字 | 1 | 1-2=税、4-6=料、7-8=水道、9=その他 |
| 税・公金の種類 | 必須 | 半角数字 | 3 | 対象となる税・公金を特定するための情報（MPN 制定の統一の税目・料金番号体系等） |
| 調定年度 | 任意 | 半角数字 | 4 | 当該納付書の調定年度 |
| 納期 | 必須 | 半角数字 | 2 | 01=1 期、02=2 期、03=3 期・・・ |
| 支払期限 | 必須 | 半角数字 | 6 | YYMMDD |
| 手数料区分 | 必須 | 半角数字 | 1 | 0=利用者負担、2=加入者負担（地公体は2の想定） |
| 印紙フラグ | 必須 | 半角数字 | 1 | 領収書への印紙の要否を識別する項目（0=不要、1=必要） |
| 消込に利用する情報の種別 | 必須 | 半角数字 | 2 | 自由欄にセットする情報に応じたコードを設定 1=バーコード情報、2=OCR 情報、3=MPN 情報、9=その他 |
| OCR レイアウトを特定するための情報 | 必須 | 半角数字 | 4 | OCR 情報のレイアウトを特定する ID（4 桁未満は前ゼロ） |
| 金額 | 必須 | 半角数字 | 12 | MPN は 11 桁→余裕をもって 12 桁 |
| 通知書番号 | 必須 | 半角数字 | 可変 (20) | 通知書番号やお客様番号（納付番号） |
| 収納機関の自由使用欄 | 必須 | 半角 英数字 | 可変 | 収納機関の消込に必要な情報（OCR 対応帳票の場合には、その数字とする想定） |

| 項目 | 要否 | 文字種 | 桁数 | 想定される内容 |
|------------|----|------|----|---|
| | | | | →バーコード情報、MPN 情報等、各収納機関が消込を行うために必要な既存情報を格納 |
| 支払期限 | 必須 | 半角数字 | 6 | YYMMDD |
| 延滞金の取扱い | 必須 | 半角数字 | 1 | 以下の2つのフラグを検討 0=受付不可、1=受付可 |
| チェックデジット | 必須 | 半角数字 | 1 | 要否について検討を要する。 |
| 納付期限 | 任意 | 半角数字 | 8 | 納付期限 YYMMDDhh |
| 帳票チェックデジット | 任意 | 半角数字 | 2 | 収納機関が対象帳票を認識するための項目 |
| 再発行区分 | 任意 | 半角数字 | 1 | 納付書の(再)発行回数 |

【統一 QR コード規格 (案) - 桁数固定パターン】

| 項目 | 要否 | 文字種 | 桁数 | 想定される内容 |
|----------------------------------|----|------|----|--|
| 税・公金の収納・支払に係る QR コードであることを識別する項目 | 必須 | 半角数字 | 2 | 01: 税・公金収納で利用される QR コードであることを識別 |
| 静的・動的フラグ | 必須 | 半角数字 | 2 | 共通の固定値 |
| 納付区分 | 必須 | 半角数字 | 2 | 01: 一般料金 (当面想定せず)、02: 地方税・公金、03: 国庫金 |
| 収納機関の識別を行う項目 | 必須 | 半角数字 | 5 | 区分「01」→当面想定せず 区分「02」→地方公共団体コード 区分「03」→日本銀行が管理するコード |
| 契約区分 | 必須 | 半角数字 | 1 | 1-2=税、4-6=料、7-8=水道、9=その他 |
| 税・公金の種類 | 必須 | 半角数字 | 3 | 対象となる税・公金を特定するための情報 (MPN 制定の統一の税目・料金番号体系等) |
| 調定年度 | 任意 | 半角数字 | 4 | 当該納付書の調定年度 |
| 納期 | 必須 | 半角数字 | 2 | 01=1 期、02=2 期、03=3 期・・・ |
| 支払期限 | 必須 | 半角数字 | 6 | YYMMDD |
| 手数料区分 | 必須 | 半角数字 | 1 | 0=利用者負担、2=加入者負担 (地公体は2の想定) |

| 項目 | 要否 | 文字種 | 桁数 | 想定される内容 |
|---------------------|----|------|-----------|--|
| 印紙フラグ | 必須 | 半角数字 | 1 | 領収書への印紙の要否を識別する項目 (0=不要、1=必要) |
| 消込に利用する情報の種別 | 必須 | 半角数字 | 2 | 自由欄にセットする情報に応じたコードを設定 1=バーコード情報、2=OCR 情報、3=MPN 情報、9=その他 |
| OCR レイアウトを特定するための情報 | 必須 | 半角数字 | 4 | OCR 情報のレイアウトを特定する ID (4 桁未満は前ゼロ) |
| 金額 | 必須 | 半角数字 | 12 | MPN は 11 桁→余裕をもって 12 桁 |
| 通知書番号 | 必須 | 半角数字 | 20 | 通知書番号やお客様番号 (納付番号) |
| 収納機関の自由使用欄 | 必須 | 半角数字 | 83 + α | 収納機関の消込に必要な情報 (OCR 対応帳票の場合には、その数字とする想定) →バーコード情報、MPN 情報等、各収納機関が消込を行うために必要な既存情報を格納 |
| 支払期限 | 必須 | 半角数字 | 6 | YYMMDD |
| 延滞金の取扱い | 必須 | 半角数字 | 1 | 以下の 2 つのフラグを検討 0=受付不可、1=受付可 |
| チェックデジット | 必須 | 半角数字 | 1 | 要否について検討を要する。 |
| 納付期限 | 任意 | 半角数字 | 8 | 納付期限 YYMMDDhh |
| 帳票チェックデジット | 任意 | 半角数字 | 2 | 収納機関が対象帳票を認識するための項目 |
| 再発行区分 | 任意 | 半角数字 | 1 | 納付書の (再) 発行回数 |

【収納機関への結果還元データフォーマット（案）】

| 項目 | 文字種 | 最大桁数 | 想定される内容 |
|--------------------|------|-----------|---------------------------------------|
| レコード区分 | 半角数字 | 1 | データレコードであることを識別する情報 |
| 合計金額 | 半角数字 | 12 | 納付書上の合計金額 |
| チャンネル区分 | 半角数字 | 2 | 金融機関窓口（QRコード収納）を識別する項目 |
| 金融機関コード | 半角数字 | 8 | 収納金融機関のコード |
| 支店コード | 半角数字 | 6 | 収納金融機関の支店コード |
| 納付年月日 | 半角数字 | 8 | 納付者が納付した年月日 |
| 納付時間 | 半角数字 | 4 | 納付者が納付した時分 |
| 入金予定日 | 半角数字 | 8 | 該当データの入金予定日 |
| 調定年度 | 半角数字 | 4 | 西暦4桁 |
| 通知書番号 | 半角数字 | 20 | 通知書番号やお客様番号（納付番号） |
| 消込に利用する情報の種別 | 半角数字 | 1 | 自由欄にセットした情報を識別する項目 |
| OCRレイアウトを特定するための情報 | 半角数字 | 4 | OCR情報等のレイアウトを特定するための情報 |
| 自由使用欄（消込情報） | 半角数字 | — (可変) | バーコード情報、OCR情報、MPN情報、その他のQRコードに格納された情報 |